

『白石東京支社長名見解（10月9日付）』に対する綾瀬運輸区分会見解

2020年10月9日、白石東京支社長名で『あっせん申請にかかる組合掲示に対する見解』（以下『見解』と言う）と題した掲示物が突如として東京支社管内の職場に一斉に貼り出されました。見解内容は真実が語られていない点が多々あるため、JR東日本グループで働く労働者はもとより、全世界のすべての人へ当該職場として見解に対するJTSU-E綾瀬運輸区分会（以下『分会』と言う）見解を示します。

組合掲示板の設置については、JR東日本が発足して以降、労働協約に則り分会と現場長が協議をし双方合意のもとで設置をします。分会が求めている設置場所は、綾瀬運輸区の食事スペースの空いている壁で、そこは何年も空いているままの場所です。綾瀬運輸区長（以下『区長』と言う）は、そこを許可出来ない理由を一切説明しません。理由を尋ねても『私が廊下に決めました』と『施設管理権は私にある』という理由だけを述べて、分会が『第二の案はどうですか？』や『労働協約にある歩み寄りの精神で協議して下さい』と申し入れてもまったく聞く耳を持たない不誠実な対応をとっています。

2020年9月24日の申18号交渉で『労使で現場にも協約は適用される』と確認しました。しかし、区長は一方的な姿勢で歩み寄りや組合員に耳を傾けることもしませんので、これ以上は解決に至らないと判断し労働協約第69条に基づき第三者機関で解決を図るべく東京都労働委員会へ『あっせん申請』を行いました。区長が分会に提示している場所は、社員が月に一度しか通らない訓練室へ向かう真っ暗な狭い廊下です。見解にて『会社の指定した掲示板の設置箇所を受け入れられないとして』とありますが、許可出来ない理由を説明しないことやこれまでの経過も記すこともなく『受け入れられないとして』と一方的に見解を示すことは、分会と区長が協議せずに区長の判断で組合掲示板の場所を決めたから従えということになります。また分会が『他労組と相談し合意すれば希望の設置場所になるのか？』と問うと『そうはなりません。廊下に決めています』と述べていることを踏まえれば、見解で示される『中立性』は全く成立しません。なお、JTSU-EとJR東日本が結ぶ労働協約には『中立性を保持する』はどこにも明記されていません。

申18号交渉で確認された『労使で現場にも協約は適用される』という議事録確認事項にもあるとおり、団体交渉の確認事項を現場でも履行しないのは確認事項違反で誠実交渉義務違反になります。また、分会で取り組んだ組合員アンケートの結果においては、分会組合員の全員が『廊下では相応しくない』と回答していることから、会社が指定する場所は組合員は求めていません。組合掲示板が未設置の状態は、労働組合の情報宣伝や組合員間のお知らせを通じたコミュニケーションが出来ず、組合員への不利益な状態が続いています。このように、組合員の意見に耳を傾けない区長の対応は信義誠実に反し世間一般常識に照らし合わせても到底許されません。

以上のことから、JTSU-E綾瀬運輸区分会に組合掲示板がないことを理由に、本件の当事者ではない東京支社から突如として支社長名見解が出ることはあっせん申請を行なっている最中からみても筋が違ふことです。支社長名で東京支社管内に一方的に真実を覆い隠した見解を示し、分会と区長とのやりとりを一切記述せず正しくない解釈を述べて労働組合が悪者であるかのように喧伝する行為は、極めて人間としての道徳心が欠如し信義誠実に反し、人命を預かり安全安定輸送を生業とする公共性と社会的使命がある企業が行うことは断じて許されません。働く側としてこのような企業体質を持っていることに非常に恥ずかしい思いがします。よって、社会的見地や世間一般常識から見ても区長は不誠実極まりない対応である事と、支社長名見解の内容は真実を覆い隠した一方的な内容であり断じて認められない。私たちは、労働協約に基づき組合員が求める組合掲示板の設置希望箇所の実現に向け引き続き区長と協議し、妨害行為には屈することなく全組合員で力強く前進していくことをここに示して分会見解とします。

2020年10月16日
JR東日本輸送サービス労働組合
綾瀬運輸区分会